

◎岡山県告示第五百三十六号

令和七年度における児島湖流域下水道児島湖浄化センターの下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資格を得ようとする者の資格審査を次のとおり実施する。

令和六年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達の対象となる下水汚泥運搬の概要

1 種類

下水汚泥（産業廃棄物）の運搬

2 積込場所

児島湖流域下水道児島湖浄化センター 玉野市東七区四五三番地

3 荷下場所

水島クリーンセンター 倉敷市水島川崎通一丁目一八番

4 積込場所での運搬車両の稼働可能時間

午前八時三十分から午後三時三十分まで

二 入札参加資格の審査を受けることができない者

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号に掲げる者

2 県税、市町村税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している者（その延滞金が未納である者を含む。）

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十四条第一項に規定する知事の許可（汚泥に係るもの）を受けていない者

4 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可を受けていない者

5 電子マネーフエストシステムに加入していない者

6 県内に本社又は本店を有していない者

7 平成十六年度以降のいずれかの年度において、県内における下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道に係る下水汚泥（以下「下水汚泥」という。）を千トン以上運搬した実績を有していない者

8 次に掲げる者のいずれかに該当する個人又はその役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第九条第二十一号口に規定する役員をいう。）が次に掲げる者のいずれかに該当する法人

(1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。(2)及び(3)において同じ。）に該当する者

(2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。(3)において同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

9 8(1)から(3)までに掲げる者がその経営に実質的に関与している者

10 過去二年以内において、8又は9に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

三 入札参加資格の審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、発行後三月以内のものに限る。）

(1) 入札参加資格審査申請書

(2) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては本籍地の市町村長が発行する

身分証明書

- (3) 県民局長が発行する県税の納税証明書
- (4) 市町村長が発行する市町村税の納税証明書
- (5) 税務署長が発行する法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- (6) 申請時の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調（貸借対照表）（営業年数が一年未満であることにより決算を明らかにする書類を添付することができない場合は、申請時の直前三月以内における営業の事実を証する書類）

- (7) 二八及び九の者に該当しない旨の誓約書
- (8) 二三及び四の許可を受けていることを証する書類
- (9) 電子マニフェストシステムに加入していることを証する書類
- (10) 契約の締結についての権限を営業所等の長に委任する場合には、委任状
- (11) 下水汚泥の運搬の用に供する車両の写真及び自動車検査証の写し
- (12) 一の申請書に記載した下水汚泥の運搬の実績を証する書類
- (13) 一から(12)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 提出期間

令和七年一月六日（月）から同月三十一日（金）までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日）をいう。六一において同じ。）を除く。

3 提出場所

岡山県備前県民局建設部建設企画課
〒七〇〇―八六〇四 岡山市北区弓之町六番一号
電話 〇八六―二三三―九八三八

4 提出方法

2の期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に3の場所へ持参し、又は書留郵便若しくは信書便により2の期間中（必着）に3の場所へ送付すること。

四 入札参加資格の審査事項

- 1 平成十六年度以降のいずれかの年度における下水汚泥の運搬の実績
 - 2 申請時における下水汚泥の運搬の用に供する車両の保有状況及び当該車両のうち二台以上が次に掲げる要件を満たしていること。
 - (1) 二3の許可に係る届出をした車両であること。
 - (2) 積載量は九・〇トン以上、車体寸法は長さ七・八メートル以下、幅二・五メートル以下及び高さ三・一五メートル以下であること。
 - (3) 荷台は水密性があり、開閉可能な覆い等により飛散、流出及び悪臭の防止の措置が講じられていること。
 - (4) 荷下ろしの際、荷台が後方に傾斜する機能を有すること。
 - 3 直前決算における自己資本金
 - 4 直前決算における流動比率
 - 5 申請時における従業員数及び運搬業務に従事することができる運転員数
 - 6 申請時までの営業年数
 - 7 その他知事が必要と認める事項
- 五 入札参加資格の有効期間
- 申請者に入札参加資格を付与した日からその日の属する年度の翌年度の三月末日ま

でとする。

六 資格認定通知書の交付期間、交付場所及び交付方法

1 交付期間

申請者に入札参加資格を付与した日から随時交付する。ただし、県の休日を除く。

2 交付場所

三三の場所

3 交付方法

午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に直接受け取ること。

なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、三百五十円分の切手を貼った返信用封筒（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、三三の場所へ請求すること。

七 問い合わせ先

三三の場所